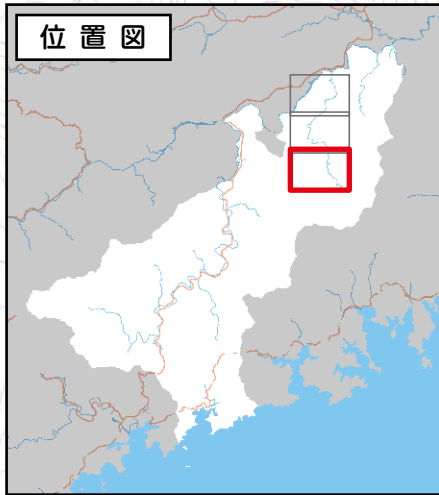


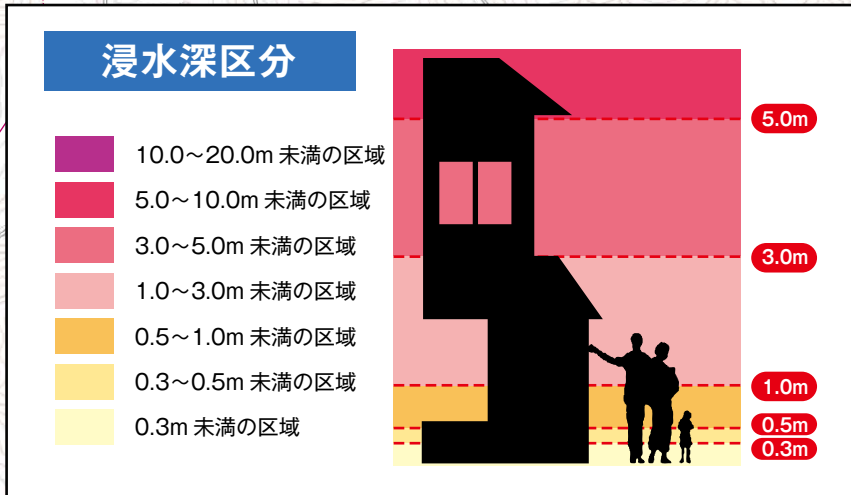
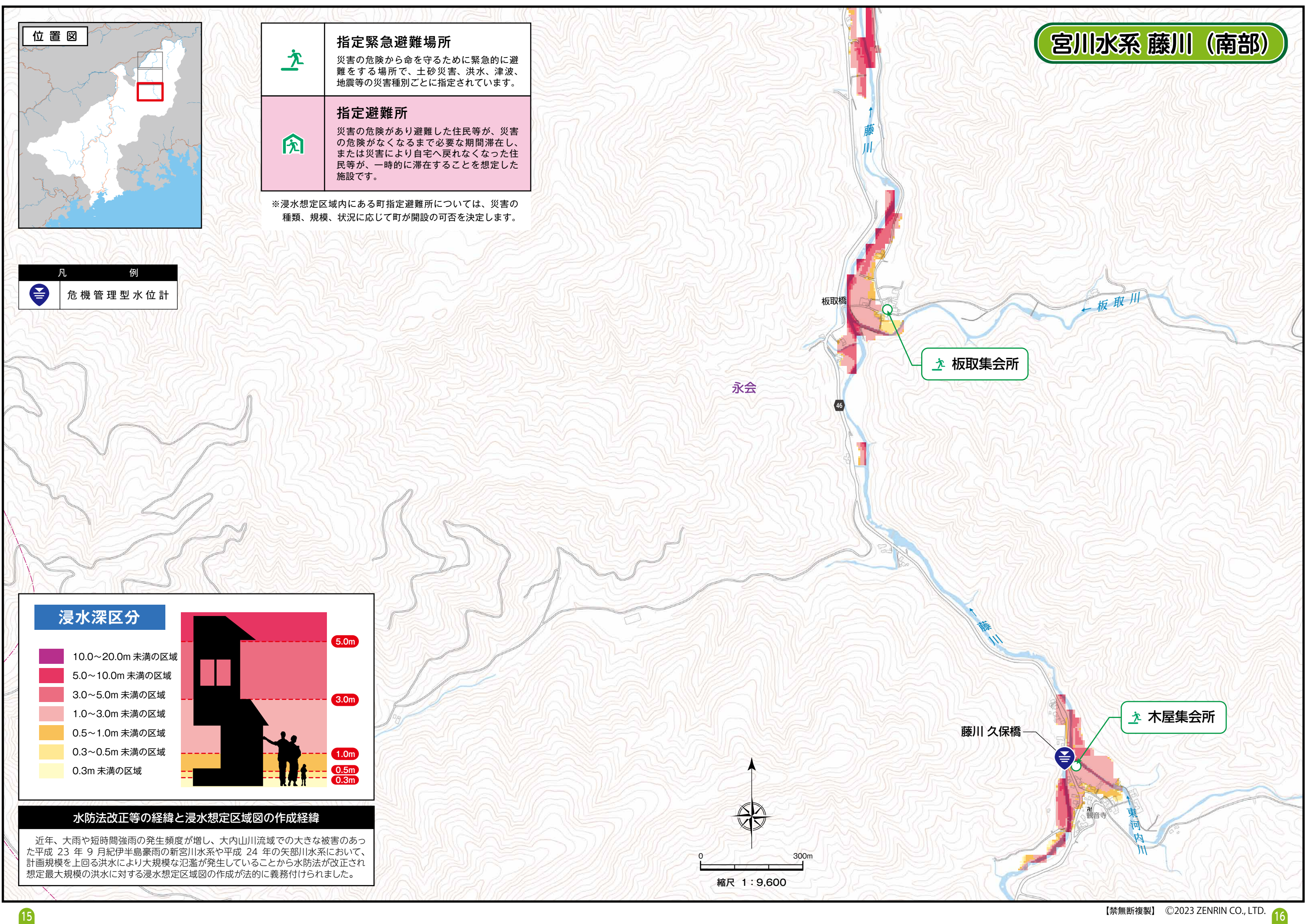


	指定緊急避難場所 災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所で、土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定されています。
	指定避難所 災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が、一時的に滞在することを想定した施設です。

※浸水想定区域内にある町指定避難所については、災害の種類、規模、状況に応じて町が開設の可否を決定します。

凡	例
	危機管理型水位計

宮川水系 藤川（南部）



水防法改正等の経緯と浸水想定区域図の作成経緯

近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増し、大内山川流域での大きな被害のあった平成 23 年 9 月紀伊半島豪雨の新宮川水系や平成 24 年の矢部川水系において、計画規模を上回る洪水により大規模な氾濫が発生していることから水防法が改正され、想定最大規模の洪水に対する浸水想定区域図の作成が法的に義務付けられました。

